

子ども医療費助成に関する条例の改正について

市は、現在無料となっている子ども医療費を、低所得者を除き小・中学生の通院について平成30年7月から一部負担金を導入し、平成32年7月から所得制限区分を設けた負担を導入することを提案しています。

議案の概要

- ★ 0歳から6歳までの未就学児はこれまでどおり無料
- ★ 市民税が非課税で一定基準を満たす世帯は中学生まで無料
- ★ 入院は引き続き無料

上記以外の方について小・中学生の通院が下記のとおりとなります。

平成30年7月から	平成32年7月から
400円	所得制限額未満 400円 所得制限額以上 800円
1医療機関につき 月2回までの負担、3回目以降無料	いずれも1医療機関につき 月2回までの負担、3回目以降無料

* 所得制限額＝市民税所得割額 235,000円

8月28日 本会議第1日で 総括質疑が行われました

今北 義明 議員

議員 子育て支援の医療費助成を見直すことになった経緯は。

また、見直しによる削減額で新たな子育て支援策の具体案はあるのか。

市 地方交付税が減少しているにも関わらず扶助費等は増加し、子ども医療費は所得制限撤廃以前と比べ市の負担額は約2億2千万円増加した。次世代に負担を先送りしないために、今回の制度改正の提案を行った。

制度見直しにより生まれる財源の一部は、子どもたちのための新しい事業を検討し、新年度予算提案時期には説明したい。



8月31日

福祉教育常任委員会を開催（本会議で議案の審議を付託）

審議内容	
議員の質疑	当局答弁
◇中学生まで無料化が実施されてから2年しか経過していないが、当初は財源をどのように考えていたのか。	◇当初は収支の中で行える判断だったが、その後交付税がかなり減額になり、また扶助費は多くなっていることから、早急に対処が必要と判断した。
◇一部負担金について、平成32年から所得制限を設け800円にすることは、所得によって医療を受けることに差がうまれるのでは。	◇将来も持続可能な医療費助成のために、社会保障制度の原則である応能負担を行う必要があると判断した。
◇財政が悪化する中で一定の負担はやむを得ないが、医療費全体を抑制する対策が必要であり、病气等の予防対策事業を展開して欲しい。	◇市民全体の健康を促進する事業に取り組みたい。また、全市的な見直しの中で三田の子育てイメージが低下しない戦略を検討していく。

修正案を提出 本案に対し、議員から修正案が提出されました。

第4条の改正規定中、「市民税の所得割額の合計額が235,000円以上の場合には800円」の部分の削る。付則第3項を削る。

所得により、自己負担額を400円と800円の2段階に差を付ける本案の段差を修正し400円に統一することで、近隣の神戸市と比べて優れた制度水準を維持でき、子育て世帯の三田市への転入促進につながる。また、所得により福祉サービスに差を付けるべきでは無いという他の委員の考え方とも整合する。

<修正案については賛成少数で否決となりました>



採決

本案については、厳しい財政状況の中で医療費助成を継続していくためにも制度の見直しは必要であることから、賛成多数で可決となりました。

市の状況などから原案を賛成せざるを得ないが、「市の財政状況、市民生活の状況を十分に検証すること、また新たな子育て支援策の具体案を早急に出すこと」を委員会での附帯決議として賛成多数で可決しました。

表決

本会議での表決の結果は、7ページに掲載しております。